

○自動車等の運転者の運転免許の効力の停止等の行政処分量定に関する規程

平成14年3月27日

公安委員会規程第11号

〔注〕平成21年5月から改正経過を注記した。

改正 平成14年6月公安委員会規程第22号 平成18年6月公安委員会規程第12号
 平成21年5月公安委員会規程第7号 平成25年11月公安委員会規程第4号
 平成27年8月公安委員会規程第3号 平成28年1月公安委員会規程第3号
 令和元年11月公安委員会規程第1号 令和5年6月公安委員会規程第4号
 令和7年3月公安委員会規程第1号

自動車等の運転者の運転免許の効力の停止等の行政処分量定に関する規程を次のように定める。

自動車等の運転者の運転免許の効力の停止等の行政処分量定に関する規程

(点数制度による免許の効力の停止等の処分の基本量定)

第1条 運転免許（以下「免許」という。）を受けた者が一般違反行為（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第33条の2第1項第1号の一般違反行為をいう。以下同じ。）をした場合において、当該一般違反行為に係る累積点数（同条第3項の累積点数をいう。以下同じ。）が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第7欄に掲げる点数に該当したことにより、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条第1項の規定に基づき行う免許の効力の停止の処分の基本量定の期間は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

前歴の回数	累積点数	期間
前歴がない者	6点、7点又は8点	30日
	9点、10点又は11点	60日
	12点、13点又は14点	90日
前歴が1回である者	4点又は5点	60日
	6点又は7点	90日
	8点又は9点	120日
前歴が2回である者	2点	90日
	3点	120日
	4点	150日

前歴が3回以上である者	3回である者	2点	120日
		3点	150日
	4回以上である者	2点	150日
		3点	180日
注 前歴とは、令別表第3の備考1に規定する前歴をいう。以下同じ。			

- 2 前項の規定にかかわらず、自動車等（自動車及び一般原動機付自転車（法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。）をいう。以下同じ。）の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の勢力を借りて行う速度超過、信号無視、整備不良等の一般違反行為であって、共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした場合を除くもの（以下「暴走行為」という。）に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第7欄に掲げる点数に該当したことにより行う免許の効力の停止の処分の基本量定の期間は、同項に定める期間に30日を加えた期間（当該期間が180日を超える場合は180日）とする。
- 3 前2項に定める期間は、法第90条第1項ただし書の規定に基づく免許の保留、同条第5項の規定に基づく免許を与えた後における免許の効力の停止又は法第107条の5第1項の規定に基づく6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分の基本量定について準用する。この場合において、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分（運転免許試験に合格した者で、当該運転免許試験に係る免許以外の免許を現に受けているもの又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を現に所持しているものに係る処分を除く。）については、前2項に定める期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については当該各号に定める日）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。
- 4 法第108条の3の2の規定による通知を受けた者で法第102条の2に規定する法第108条の2第1項第13号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受講すべき期間内に違反者講習を受講しなかったものが、違反者講習の理由となった一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合において、一般違反行為に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第7欄に掲げる点数に該当したことにより行う免許の効力の停止の処分の基本量定の期間は、第1項に定める期間に30日を加えた期間とする。

（一部改正〔平成21年公安委員会規程7号・27年3号・令和5年4号〕）

(点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定)

第2条 令第38条第5項第2号ロ又はハに掲げる理由により行う免許の効力の停止の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

(1) 令第38条第5項第2号ロ(重大違反唆し等・道路外致死傷)に該当するとき。

ア 令別表第4第4号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次の表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる期間

重大違反の種別	期間
酒気帯び(0.25未満)速度超過(25未満)等、酒気帯び運転(0.25未満)、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過(50以上)	90日以上
速度超過(30(高速40)以上50未満)、積載物重量制限超過(大型等10割以上)、携帯電話使用等(交通の危険)、無車検運行又は無保険運行	30日以上
注 重大違反の種別とは、令別表第2の1の表に定める点数が6点から14点までの違反行為の種別をいう。	

イ 令別表第4第4号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次の表の左欄に掲げる道路外致死傷の種別に応じそれぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる期間(ただし、当該事故が道路におけるものであった場合においてその処分が令第38条第5項第1号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは180日の期間と、同項第2号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは前条第1項に定める期間に準じた期間とする。)

道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	—	60日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3月未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	60日以上	30日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であ	30日以上	30日以上

るもの（後遺障害が存するものを除く。）		
注		
1 負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が2人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。次号カにおいて同じ。		
2 後遺障害とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）第1条又は第2条に定める程度のものを用いる。次号カにおいて同じ。		

(2) 令第38条第5項第2号ハ（危険性帯有）に該当するとき（自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。）。

ア 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が令別表第2の1の表の上欄に掲げる整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）の一般違反行為をさせたときは、30日以上期間

イ 自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。サにおいて「使用者等」という。）がその者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の表の左欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動車の運転者が同欄に掲げる違反行為をすることを容認したとき（令第38条第5項第1号ロ又は第2号ロに該当する場合を除く。）は、同欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる期間

違反行為の種別	期間
酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帯び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放	30日以上

置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割未満）、積載物重量制限超過（普通等5割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等5割未満）	
注 違反行為とは、一般違反行為及び特定違反行為（令第33条の2第2項第1号の特定違反行為をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。	

ウ 交通事故があった場合において、唆して次の表の左欄に掲げる措置義務違反をさせ、若しくは同欄に掲げる措置義務違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が同欄に掲げる措置義務違反をしたとき（令第33条の2の3第4項第2号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、同欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる期間

措置義務違反	期間
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上
注 措置義務違反とは、法第72条第1項前段の規定に違反する行為をいう。	

エ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条の規定に違反する行為をしたとき（その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び令第38条第5項第2号ロに該当するときを除く。）は、30日以上の期間

オ 道路以外の場所で自動車等を運転し、故意により建造物を損壊したときは、180日の期間

カ 道路以外の場所で自動車等を運転し、人を負傷させ（故意によるもの及び負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上であるもの又は後遺障害が存するものを除く。）、又は建造物を損壊したとき（故意によるものを除く。）は、当該事故が道路におけるものであった場合においてその処分が令第38条第5項第1号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは180日の期間、同項第2号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは前条第1項に定める期間に準じた期間

キ 自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したときは、30日以上の期間

ク 免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に

- 免許を受けたときは、当該処分の日を起算日とする処分の残期間
- ケ 免許証を偽造し、若しくは変造したとき又はこれらの行為に関与したときは、60日以上
上の期間
- コ 不正な手段で免許、免許証若しくは免許情報記録個人番号カードを取得し、若しくは
取得しようとしたとき又はこれらの行為に関与したときは、60日以上
の期間
- サ 次の表の左欄に掲げる者には、同欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる
期間

区分	期間
法定の除外事由なしに麻薬、覚せい剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに使用等の目的で麻薬、覚せい剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚せい剤等の使用等をするおそれがあるもの	180日
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚せい剤等の譲渡し等をした者	
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚せい剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したもの（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	90日以上
麻薬、覚せい剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚せい剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者	
注	
<p>1 麻薬、覚せい剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚せい剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、又は大麻若しくはあへんを吸食することをいう。</p> <p>2 麻薬、覚せい剤等の譲渡し等とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。</p> <p>(1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる麻薬以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p> <p>(3) 大麻又はあへんを譲り渡すこと。</p> <p>(4) 覚せい剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。</p>	

- シ 次の表の左欄に掲げるときに該当するときにおける当該暴走行為等をした者は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる期間

区分	期間
<p>他人を指揮して暴走行為をさせたとき又は暴走行為を率先助勢したとき。</p>	180日
<p>2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為をしたとき。</p>	
<p>道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力を借りて行われる石、ガラス瓶、金属片その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物毀棄等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。</p>	90日以上
<p>共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該共同危険行為等禁止違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第5項第1号ロに該当するときを除く。）。</p>	
<p>共同危険行為等禁止違反を行うおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法第11条第5項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき。</p>	60日以上
<p>暴走集団に参加している運転者を指揮して、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法第11条第5項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若</p>	

しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をさせたとき。

ス アからシまでに掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30日以上の間

- 2 前項第1号に定める期間は、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基本量定について準用する。この場合において、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分（運転免許試験に合格した者で当該運転免許試験に係る免許以外の免許を現に受けているもの又は国際運転免許証等を現に所持しているものに係る処分を除く。）については、同号に定める期間から、当該処分の理由となった重大違反唆し等をした日（唆した日又は助けた日をいう。）又は道路外致死傷をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については当該各号に定める日）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。

（一部改正〔平成21年公安委員会規程7号・25年4号・27年3号・28年3号・令和元年1号・7年1号〕）

（処分量定に関する特例）

第3条 一般違反行為をしたことを理由とする免許の効力の停止等の処分を猶予された者がその後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかったときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。

- 2 処分を受ける者の責めに帰すべき理由以外の理由により違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の順に処分を行うことができなかつたときは、違反行為等の発生の順に処分が行われたときに比し、処分が均衡を失せず、かつ、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。

- 3 処分を受ける者の責めに帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して1年を経過している者であるときは、その実績等を考慮して処分量定を行うものとする。

- 4 前歴のある者の処分の場合で、その者が当該前歴の事由となった違反行為をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して1年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性等を考慮して処分量定を行うものとする。

- 5 前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責めに帰すべき理由以外の理由によ

り処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。

(一部改正〔平成21年公安委員会規程7号〕)

(処分の軽減及び処分の猶予)

第4条 一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に、累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第2欄から第6欄までに掲げる点数に該当し、若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合の累積点数が令別表第3の2の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表第2欄から第9欄までに掲げる点数に該当し、又は令別表第4第1号から第3号までに掲げる行為をし、若しくは令別表第5第1号から第4号までに掲げる行為をしたことにより、免許の取消し、免許の拒否又は1年以上10年を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分を行う場合において、当該処分の基準に該当することとなった者に運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、次の各号に定めるところにより処分を軽減することができるものとする。

(1) 免許の取消し(免許を与えた後における免許の取消しを除く。)の処分基準に該当する者

ア 一般違反行為若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行う場合(イに該当する場合を除く。)又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷を理由として処分を行う場合で、令第38条第6項又は同条第7項の規定により、免許を受けることができない期間(以下「欠格期間」という。)が10年、9年、8年、7年、6年、5年、4年、3年又は2年に該当するときはそれぞれ当該期間から1年を減じた期間の欠格期間に、1年に該当するときは180日の免許の効力の停止に軽減することができる。

イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由として処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が2年に該当するときは180日の免許の効力の停止に、1年に該当するときは150日の免許の効力の停止に軽減することができる。

(2) 免許の拒否又は免許を与えた後における免許の取消し(以下「免許の拒否等」という。)の処分基準に該当する者(運転免許試験に合格した者で、当該運転免許試験に係る免許以外の免許を現に受けているもの又は国際運転免許証等を現に所持しているものを除く。)

ア 令第33条の4第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の

規定により、欠格期間が当該処分の理由となった行為をした日（令第33条の4第3項において準用する令第33条の2第4項各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日をいう。以下同じ。）から起算して10年、9年、8年、7年、6年、5年、4年、3年又は2年を経過するまでの期間に該当するとき（イに該当する場合を除く。）はそれぞれ当該期間から1年を減じた期間の欠格期間に、1年を経過するまでの期間に該当するとき（イに該当する場合を除く。）は処分の理由となった行為をした日から180日を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。なお、これらの期間計算の結果、1年を減じた後の欠格期間又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許の効力の停止をしないものとする。

イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由として処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から2年を経過するまでの期間に該当するときは180日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に、1年を経過するまでの期間に該当するときは150日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。なお、これらの期間計算の結果、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

(3) 自動車等の運転の禁止の処分に該当する者

ア 令第40条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により、自動車等の運転を禁止される期間が10年、9年、8年、7年、6年、5年、4年、3年又は2年に該当するとき（イに該当する場合を除く。）はそれぞれ当該期間から1年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に、1年に該当するとき（イに該当する場合を除く。）は180日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由として処分する場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、自動車等の運転を禁止される期間が2年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止に、1年に該当するときは150日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

2 一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に、累積点数が令別表第

3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第7欄に掲げる点数に該当したこと若しくは令別表第4第4号に掲げる行為をしたことにより免許の効力の停止、免許の保留若しくは6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の処分を行う場合において当該処分の基準に該当することとなった者又は危険性帯有により免許の効力の停止の処分を行う場合において当該処分の基準に該当することとなった者に運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、その者に係る前3条において規定する処分の基本量定の期間から30日又は60日（前歴があるものについては30日に限る。）を減じた期間に処分を軽減することができるものとする。この場合において、処分の基本量定の期間が30日又は60日に該当する者（法第108条の3の2の規定による通知を受けた者で法第102条の2の期間内に違反者講習を受けなかったものを除く。）については、処分を猶予することができるものとする。

（一部改正〔平成21年公安委員会規程7号・令和元年1号〕）

（停止等の処分の期間の短縮）

第5条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受講した者の法第90条第12項又は第103条第10項（第107条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく処分期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、次の表に掲げる処分期間の短縮日数の基準に準拠して行うものとし、考査の成績が50パーセント未満の者については行ってはならない。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者からの申出に係る再考査の成績が50パーセント以上であるときは、処分期間の短縮を行うことができるものとし、この場合における短縮日数は、考査の成績が50パーセント以上70パーセント未満の場合の短縮日数を超えてはならないものとする。

受講者			考査成績別短縮日数		
処分区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止・自動車等の運転の禁止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	長期講習	60日	30日	27日	24日
		90日	45日	40日	35日
		120日	60日	50日	40日
		150日	70日	60日	50日
		180日	80日	70日	60日
免許の保留・免許を与えた後	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80パーセントに	処分日数の70パーセントに

における免許 の効力の停止	中期講習	40日から89日 まで	処分日数の50 パーセントに 当たる日数	処分日数の45 パーセントに 当たる日数	処分日数の40 パーセントに 当たる日数
	長期講習	90日から180日 まで	処分日数の45 パーセントに 当たる日数	処分日数の40 パーセントに 当たる日数	処分日数の35 パーセントに 当たる日数

注

- 1 考查の成績の優は85パーセント以上の成績、良は70パーセント以上85パーセント未満の成績、可は50パーセント以上70パーセント未満の成績とする。
- 2 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 考查の成績が基準に達した者であっても、次のいずれかに該当すると認められる者の短縮日数については、当該本人の考查成績に係る短縮日数を下回ることができるものとする。ただし、考查の成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。
 - (1) 考查に関して不正な行為をした者
 - (2) 他の受講者の迷惑となる行為をした者
 - (3) 故意に講習の進行を妨げる行為をした者
 - (4) 受講意欲が著しく乏しい者
- 4 令第33条の2第1項第8号に基づく保留処分の短縮日数は、当該処分と同時に行われる免許の効力の停止等の処分の短縮日数と同じとなる。

(一部改正〔平成21年公安委員会規程7号〕)

附 則

この公安委員会規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月5日公安委員会規程第22号)

この公安委員会規程は、平成14年6月5日から施行する。

附 則 (平成18年6月1日公安委員会規程第12号)

- 1 この公安委員会規程は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 この公安委員会規程による改正前の公安委員会規程による様式により作成された用紙で、この公安委員会規程の施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この公安委員会規程による改正後の公安委員会規程による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続

き使用することができる。

附 則（平成21年5月28日公安委員会規程第7号）

この公安委員会規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日公安委員会規程第4号）

この公安委員会規程は、道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第310号）の施行の日（平成25年12月1日）から施行する。

附 則（平成27年8月20日公安委員会規程第3号）

この公安委員会規程は、平成27年8月20日から施行する。

附 則（平成28年1月29日公安委員会規程第3号）

この公安委員会規程は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）附則第1条第2号に規定する政令で定める日（平成28年2月1日）から施行する。

附 則（令和元年11月28日公安委員会規程第1号）

この公安委員会規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日公安委員会規程第4号）

この公安委員会規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月10日公安委員会規程第1号）

この公安委員会規程は、令和7年3月24日から施行する。